

平成 29 年 2 月 1 日

京都府公共事業評価に係る第三者委員会 評価予定案件への意見

日本生態学会近畿地区会自然保護専門委員会
委員長 岩崎敬二

「京都スタジアム（仮称）整備事業」についての意見

当委員会は、近畿地方の自然保護に関して、調査・研究・関係機関等への要請や意見の提出等を行っている、日本生態学会近畿地区会に所属する専門委員会です。「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)」の建設計画については、2012 年末に京都府が公表して以来、アユモドキ等希少水生生物の保護とその生息場所の保全の観点から、拙速な事業の推進を厳に慎み、希少生物への影響の予測に関する科学的に綿密な調査と専門家も交えた慎重な評価を行うよう、京都府、亀岡市等へ何度も要請をしてきました。

「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）に係る環境保全専門家会議」の村上興正座長による「座長提言」を受け、京都府と亀岡市が「亀岡都市計画公園」でのスタジアム建設を撤回したことは、アユモドキ等希少生物の保護という点で、積極的に評価できると私たちは考えております。しかし、新たな建設地となった亀岡駅北土地区画整理事業地での拙速な計画の推進は、そのより良き判断を台無しにする可能性を孕んでおります。2月3日に開催される貴委員会では、このスタジアムの整備事業に関する評価が行われるとのことですが、この案件に関する評価調書は、アユモドキ等希少生物の十全な保護という点ではまだ不十分であり、現時点で京都府が貴委員会に評価を委ねることは拙速であると考えます。よって、2月3日の委員会では、評価をされないよう、要望いたします。

スタジアム建設予定地の変更を提案した村上座長による「座長提言」にあるように、アユモドキの保護とその生息環境の保全には、地下水の保全が必須とされています。約 720 本もの杭を地中に打ち込むスタジアムの建設は、地下水位や水量に影響を与え、越冬する際に湧水が必要とされるアユモドキの桂川の越冬場所に流れ込む湧水の量にも影響が及ぶ可能性があると考えられるからです。京都府が公表した評価調書には、「地下水保全に関し、アユモドキ生息域への影響は軽微なものと考えられる。」という趣旨の文言が繰り返し記されています。しかし、この調書では、アユモドキの越冬場所とその環境等が特定されてそこに流入する湧水の流路や量が調べられているわけではなく、スタジアム建設後の、桂川でのアユモドキの越冬を確実に保証できるような調査結果が示されているわけでもありません。絶滅の危機に瀕する小さな個体群の越冬場所に流れ込む地下水の流量を検討するには、この調書に記されている調査方法と解析方法よりも、もっとマイクロなスケールでの地下水流動も捉える必要があるはずですが、それが行われておりません。よって、この調書に記されている解析法とその結果だけでは、「アユモドキ生息域への影響は軽微」との判断を下すことはできません。地下水保全の点ではさらなる詳細な調査が必要であり、現時点で京都府が貴委員会にこの事業の評価を委ねることは、拙速です。

また、2016年12月6日、当委員会を含む56もの団体は、「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画等に関する意見書」を京都府知事と亀岡市長に提出しました。この意見書では、地下水保全の問題以外に、以下の4点についても、京都府と亀岡市が昨年11月に公表した「亀岡市

都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備計画の策定にあたり考慮すべき基本方針Ver.2」の内容が不十分であることを指摘して、それを解消するよう要請しております。

- (1) アユモドキの繁殖・産卵・仔稚魚の成育と当地での個体群の存続にとって極めて重要なラバーダムが老朽化しているが、それを改修する主体が明確でないため、はっきりさせること。
- (2) アユモドキをはじめとする様々な水生生物と共存してきた農業の形態(灌漑用ラバーダムの操作等を含む)を維持し、地域の人々の営みと湿地生態系の保全を両立させていくために、地域住民や専門家を含めた協議会を行政が設置すべきであること。
- (3) 亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)用地の保全整備計画は、それぞれの計画を切り離して考えるのではなく、アユモドキ等の保全の観点から専門家会議の科学的な検討・評価に基づきながら関係機関、関係部局が連携し、一体として検討すべきであること。
- (4) 保全策の検討・実施にあたっては、京都府、亀岡市、環境省、文化庁それぞれの役割分担を明確にすべきであること。

この4点は、「アユモドキの保全対策にしっかりと取り組み(評価調書の7頁と27頁)」、効果を挙げるための前提になるものです。しかし、評価調書では、4点のいずれについても明確にされておらず、京都府と亀岡市が行おうとする保全策が確実に効果を挙げることができるか、現時点では、はなはだ疑問です。この観点からも、京都府が貴委員会に評価を委ねる事は拙速です。

したがいまして、貴委員会がこの事業を評価する段階には、未だ至っていないと私たちは考えます。

地球上で3ヶ所しか生息場所がなく、国指定の天然記念物や「絶滅危惧種保存法」による国内希少野生動植物種に指定され、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」でも「指定希少野生生物」とされているアユモドキが、亀岡市の当該地で永続的に生息できるよう、貴委員会におかれましても慎重にご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先：省略